

# 審 査 基 準

平成6年9月20日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 島根県道路交通法施行細則第7条第1項
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 5日以内（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 警察署の交通課（係）（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
問 い 合 わ せ 先： 同上
備 考：



